

【書式 2】

求人者の皆様へ

職業安定法第三十二条の十三、同法施行規則第二十四の五の規定に基づき、当事業所の取扱職種の範囲等について、以下の通り明示します。

事業所名	株式会社りそな銀行 ビジネスプラザおおさか
所在地	大阪府大阪市中央区備後町 2 丁目 1 番 1 号 第二野村ビル 4 階
許可番号	27-ユ-302686

事業所名	株式会社りそな銀行 ビジネスプラザとうきょう
所在地	東京都江東区木場 1 丁目 5 番 6 5 号 深川ギャザリア W 2 棟 2 階
許可番号	27-ユ-302686

【取扱職種・地域などの業務範囲】

- ☐ 取扱職種の範囲…全職種
- ☐ 取扱地域の範囲…国内全域
- ☐ ただし、職業安定法第三十二条の十一の規定に基づき、次の職業については紹介を行いません。

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業またはこれらの準備の作業に係る業務。) ※但し、これらの作業を行わない建設現場の事務職員や施工管理業務担当者は職業紹介の対象とする (3) その他有料の職業紹介事業において、その職業のあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業

【手数料に関する事項】

- ☐ 就職決定後に求人者から徴収する手数料は、次の通りです。
- ☐ 手数料には消費税は含まれておらず、別途加算となります。
- ☐ 求職者の方から、手数料等の費用は一切申し受けません。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

【返戻金制度に関する事項】

- ☐ 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は次の通りです。

1 か月以内に退職した場合	報酬の 8 0 %相当額の返済
3 か月以内に退職した場合	報酬の 5 0 %相当額の返済
6 か月以内に退職した場合	報酬の 5 %相当額の返済

【求人申込の有効期間について】

- ☐ 当社における求人の取扱期間は、求人受付日から起算して 6 か月間とします。なお、有効期間経過後、引き続き求人の取扱いを希望する場合は、別途手続きが必要となります。

【苦情の処理に関する事項】

- ☐ 苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応致します。

苦情処理責任者：職業紹介責任者

ビジネスプラザおおさか 松原 秀明 連絡先 (06) 6202-1755

ビジネスプラザとうきょう 大岡 隆 連絡先 (03) 6704-3345

【個人情報の取扱いに関する事項】

- ☐ 当事業所が定めた個人情報管理規定を抜粋転記すると以下の通りです。

- | |
|--|
| <p>(1) 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、ビジネスプラザおおさか、ビジネスプラザとうきょうの職員とする。個人情報取扱い責任者は職業紹介責任者松原 秀明、大岡 隆とする。</p> <p>(2) 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う(1)に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施する。職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講する。</p> <p>(3) 取扱者は個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。</p> <p>(4) 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする、なお、個人情報の取扱に係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者松原 秀明、大岡 隆とする。</p> |
|--|